

# ベトナム社会主義共和国における 地理的表示制度と登録産品

——グローバル法学科「食文化と法」開講に向けて——

蛭原健介

## 1 はじめに

2018年に新設された明治学院大学法学部「グローバル法学科」は、Do for Others（他者への貢献）という明治学院大学の教育理念のもと、「柔軟な異文化理解力」と「実践的なコミュニケーション能力」に裏付けられた「法的な解決能力」を駆使しながら、さまざまな分野で「世界市民」として活躍することのできる「グローバル人材」の育成を教育目標としている。日本全国には数多くの法学部が存在するが、「柔軟な異文化理解力」の修得を目標に掲げる学科は稀であり、本学科の独自性のひとつをなしている。

グローバル法学科における「柔軟な異文化理解力」とは、いったいいかなるものか。本学科の設置届出に係る申請書類を引用するならば、「グローバル社会において相互理解の前提となる、(1)自文化とは異質な文化および価値観を互いに対等な立場で柔軟に理解する能力、(2)グローバルな視野に立って考え行動する能力」ということになるであろう<sup>1</sup>。この「柔軟な異文化理解力」を修得するための科目として、グローバル法学科においては、選択必修科目からなる「英語による比較法政・異文化理解分野」科目群（5科目10単位以上修得）が設けられている。具体的には、「Global Legal Studies 1～6」「Global Cultural Studies 1～3」「グローバル社会から見た日本」「宗教と法」「グローバル社会と宗教」「イスラム法」「教会法」「文学と法」「情報と法」「食文化と法」「哲学と法」「比較公法史」「国連大学講座1・2」といった科目が、「英語による比較法政・異文化理解分野」科目群に属するものとして開講されることになっている。

異文化理解に関する科目のうち、筆者の担当が予定されているのは「食文化と法」である。食文化それ自体に関する講義は、これまでも多くの大学で開講されてきた。海外の食文化と日本の食文化との比較を内容とする授業が提供されることも少なくない（たとえば、立命館大学の「食マネジメント学部」）。しかし、日本の法学部では、「食文化と法」をテーマに掲げた講義はほとんど見当たらない。

さて、「食文化」と「法」とのかかわりを考えるうえで取り上げられるべき今日的なテーマは、やはり地理的表示（GI）に関する法制度であろう。周知のように、日本においては、酒類と農林水産物とで異なる別々の地理的表示制度が設けられている。最初に導入されたのは、酒類の地理的表示であり、1994年のTRIPS協定を受けて、同年12月に、平成6年国税庁告示第4号「地理的表示に関する表示基準を定める件」が定められ、1995年7月に施行された。酒類業組合法（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律）第86条の6第1項の規定にもとづいて、国税庁長官が

ワイン、蒸留酒および清酒の地理的表示を指定し、これを保護しようというものである。これまでに、国内の地理的表示としては、ワインの山梨、北海道、焼酎の壱岐、球磨、薩摩、琉球、清酒の日本酒、白山、山形、灘五郷が指定されている。このほか、国外の地理的表示として、メキシコのテキーラ、メスカル、ソトール、バカノラ、チャランダ<sup>2</sup>、ペルーおよびチリのピスコ<sup>3</sup>が保護されており、さらに、2019年2月の日EU・EPA（経済連携協定）の発効にともない、EU加盟国の酒類の地理的表示として、139産品が登録されている<sup>4</sup>。

他方で、農林水産物の地理的表示については、最近になって法整備が進められ、2015年に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）が施行された。2019年2月末現在、国内の地理的表示として72産品、国外の地理的表示として、2017年9月に登録された「プロシュット・ディ・バルマ」（イタリア）のほか、日EU・EPAにより、EU加盟国の食品・農産物の地理的表示として、71産品が新たに登録されている<sup>5</sup>。

本稿は、グローバル法学科における「食文化と法」の開講に向けて、いわばその準備作業として、ベトナム社会主義共和国における地理的表示制度を紹介し、その運用の実態と課題について考察しようとするものである。日本と同様、比較的最近になって地理的表示制度が導入された国であるベトナムにおいて、どのように地理的表示が保護され、どのような運用がなされているのかをみることは、「食文化と法」を学ぶうえでも有用であるものと思われる。

## 2 ベトナム法における地理的表示の保護と登録手続

ベトナムの地理的表示（Chi dẫn địa lý）制度<sup>6</sup>は、TRIPS協定に対応する形で、国内法によって整備されてきた。しかし、日本のように、酒類と農林水産物とで別々の制度が採用されているわけではなく、一元化された地理的表示保護制度が採用されている。

1995年のベトナム民法典786条では、産品の原産地の名称に関する規定が設けられ、2001年にはフーコック（Phủ Quốc）のヌクナム（Nước mắm）が登録された。その後、2005年のベトナム知的財産法（50/2005/QH11号）において、地理的表示の保護に関する種々の規定が設けられている<sup>7</sup>。

知的財産法（36/2009/QH12号により改正）は、地理的表示について、「特定の地域、場所、地方または国を原産とする産品を特定する標識」と定義したうえで、第VII章第6節において、一般的な地理的表示の保護要件を定めている。すなわち、同法79条は、「(1)地理的表示を有する産品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域または国を原産とすること」、「(2)地理的表示を有する産品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域または国の地理的条件に本質的に帰する名声、品質、または特質を有すること」を保護の要件とする一方、80条は、「(1)ベトナムにおける商品の一般名称となっている名称、表示」、「(2)外国の地理的表示であって、それが保護されていないか、またはもはや保護されもしくは使用されることがない場合」、「(3)保護されている標章と同一または類似の地理的表示であって、それらの使用が産品の原産地について混同を生じることになる場合」、「(4)地理的表示であって、当該地理的表示を付した産品の真正な原産地について消費者に誤認を生じさせるもの」については、地理的表示として保護されないと規定している。

知的財産法79条に示されている地理的表示の保護要件に関して、81条は、「地理的表示を有す

る産品の名声は、それが消費者により知られ、かつ、選択されている広範さの程度を通じて消費者が当該産品に有する信頼を根拠として、決定される」とし、「地理的表示を有する産品の品質および特質については、一または複数の定性的、定量的、または物理的、化学的、微生物学的に認識可能な基準によりこれを明確化しなければならない、当該基準は、技術的手段によりまたは適切な試験方法を有する専門家により試験可能なものでなければならない」と規定している。

また、地理的条件に関して、知的財産法82条は、「地理的表示に関する地理的条件は、地理的表示を有する産品の名声、品質および特質を決定付ける自然のおよび人的要因を含む」としている。さらに、「自然的要因は、気候、水環境、地質、地勢、生態系およびその他の自然的条件から構成される」こと、「人的要因は、生産者の熟練および専門的知識、ならびに当該地域の伝統的生産方法から構成される」ことが明記されている。

なお、この点に関して、日本の国税庁が定めた「酒類の地理的表示に関するガイドライン」（平成27年10月30日法令解釈通達「酒類の地理的表示に関する表示基準の取扱いについて」）においても、同趣旨の規定が存在する。日本のガイドラインでは、「地理的表示として指定する要件」として、「酒類の特性とその産地の間に繋がり（因果関係）が認められる」こと、「その産地の自然的要因や人的要因によって酒類の特性が形成されていること」が掲げられており、『『自然的要因』とは、産地の風土のことであり、地形（標高、傾斜等）、地質、土壌、気候（気温、降水量、日照等）等が考えられる。『人的要因』とは、産地で人により生まれ伝承されている製法等のノウハウのことであり、発明、技法、教育伝承方法、歴史等が考えられる」と定義されている。

それでは、ベトナム法において、地理的表示は、いかなる保護を受けるのであろうか。知的財産法129条は、以下(a)~(d)の行為を地理的表示の侵害行為として列挙している。

- (a)地理的表示を有する産品の固有の特質および品質に適合しない産品について、たとえ当該産品が当該地理的表示を付した地理的地域を原産とする場合であっても、保護された地理的表示を使用すること
- (b)保護された地理的表示を、その名声および社会的評価を利用する目的で、地理的表示を有する産品と類似の産品について使用すること
- (c)保護された地理的表示と同一または類似の標識を、当該地理的表示を付した地理的地域を原産とせず、したがって当該地理的地域を原産とする産品について消費者に誤認を生じさせる産品にこれを使用すること
- (d)ぶどう酒または蒸留酒の保護された地理的表示を、産品の真正な原産地が表示される場合、または地理的表示が翻訳もしくは翻字された上で使用される場合、もしくは「kind」、「type」、「style」、「imitation」などの語を伴う場合であっても、当該地理的表示に対応する地域を原産としないぶどう酒または蒸留酒に使用すること

以上の129条に列挙された侵害行為のうち、(c)についてはTRIPS協定22条2、(d)については同協定23条1の追加的保護に対応したものと見える。また、(a)において、たとえ「当該地理的表示を付した地理的地域を原産とする場合」であっても、固有の特質および品質に適合しない産品に

については、地理的表示を使用することができないこととされているのは、知的財産法79条が、「地理的表示を有する産品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域または国の地理的条件に本質的に帰する名声、品質、または特質を有すること」を地理的表示の保護要件としていることにかかわる。

129条(d)によると、追加的保護の対象になるのは、「ぶどう酒または蒸留酒」のみである。2018年9月末現在、ベトナムにおいて保護されている酒類の地理的表示は、フランスの「Cognac」、ペルーの「Pisco」、および英国の「Scotch whisky」の3つであり、いずれも外国のワインまたは蒸留酒の地理的表示である。ベトナム産酒類の地理的表示は、今のところ登録されていない。

フランスのコニャックの生産基準に適合していない産品に「Cognac Style Brandy」といった表示を付したり、スコッチウイスキーの模倣品に「Imitation Scotch Whisky」などと表示することは、129条にいう地理的表示の侵害行為に該当する。他方で、こうした追加的保護は、ワインおよび蒸留酒以外の産品にまでは及ばないことから、地理的表示に登録されている「Gạo Điện Biên」(ディエンビエン米) の生産基準に適合しない産品に「Dien Bien Style Chinese Rice」といった表示を付することは、ここでいう侵害行為にはあたらないであろう。

次に、ベトナムにおける地理的表示の登録手続を説明しておきたい。

知的財産法88条は、「ベトナムの地理的表示を登録する権利は、国家に属する」としている。実際には、国家知的財産庁 (Cục Sở hữu trí tuệ / National Office of Intellectual Property of Vietnam: NOIP) が、国の機関として地理的表示の登録・管理を行っている。89条により、登録の出願は、外国の組織にも開かれており、実際に、前述の酒類の地理的表示のほか、タイおよびカンボジアの農産物の地理的表示が登録されている。登録出願に際して、知的財産法106条所定の書類の提出が求められるが、とくに「地理的表示を付した産品の固有の特質もしくは品質または名声、および当該固有の特質もしくは品質または名声を決定付ける自然条件の特質についての説明」が重要となる。106条によると、この「固有の特質の説明」には、以下の内容が必ず含まれていなければならない。

- (a)原材料、ならびに物理的、化学的、微生物学のおよび知覚的特質を含む産品の説明
- (b)当該地理的表示に対応する地理的地域の特定方法
- (c)産品が、第79条所定の要件を満たし、当該地理的地域を原産とすることを立証する証拠
- (d)地域的かつ安定的な生産および加工方法についての説明
- (e)第79条所定の当該産品の固有の特質もしくは品質または名声と地理的条件との間の関連性に関する情報
- (f)当該産品の固有の特質または品質を管理する機関に関する情報

なお、日本の地理的表示法においても、特定農林水産物の登録申請にあたって、「当該農林水産物等の生産地」、「当該農林水産物等の特性」、「当該農林水産物等の生産の方法」などの記載(7条)のほか、「当該農林水産物等を特定するために必要な事項」として、「申請農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること」および「申請農林水産物等が



その生産地において生産されてきた実績」の記載が求められている（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則5条）。

ベトナムにおける地理的表示の登録出願の審査は、まず形式面での審査（知的財産法109条）が行われ、有効であるとして受理された出願は工業所有権公報（Công báo sở hữu công nghiệp）に公表される。これが公表された日から6か月以内に実体面での審査が行われる（114条、119条）。地理的表示をはじめとする工業所有権は、国家所管当局、すなわち、国家知的財産庁による保護証書の付与の決定によって確定する（6条3項）。

知的財産法92条2項によると、「地理的表示の保護証書には、地理的表示に関する管理組織、地理的表示を使用する権利を有する組織および個人、保護される地理的表示、地理的表示を付する製品の特質、地理的条件の特質および当該地理的表示を付する地理的地域を記載する」こととされている。保護証書の効力は、ベトナムの全領土にわたり（93条1項）、「地理的表示登録証は、付与日に始まる無期限の効力を有する」（93条7項）。

知的財産法121条によると、「ベトナムの地理的表示の所有者は、国である」。また、「国は、関係地域において地理的表示を付した産品を生産し、かつ、それらの産品を市場に出す組織または個人に対して地理的表示を使用する権利を付与する。国は、地理的表示を管理する権利を直接行使し、または地理的表示を使用する権利を付与された他のすべての組織または個人の利益を代表する組織に対して当該権利を付与する」こととされている。

### 3 ベトナムのGI登録産品

日本においては、酒類について、ワインの「山梨」「北海道」などが、国税庁長官により地理的表示に指定されていること、また、地理的表示法にもとづき、2015年12月22日に登録された「あおりカシス」以来、2018年12月末までに70件を超える産品が「特定農林水産物等」として登録されていることは前述のとおりである。日本の地理的表示法によって登録される「特定農林水産物等」とは、①「食用に供される」農林水産物、②飲食料品のほか、③「食用に供される」ものを除く「農林水産物であって、政令で定めるもの」、および、④飲食料品以外であって、「農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの……であって、政令で定めるもの」も含まれる。ただし、酒類、医薬品、医薬部外品、化粧品、再生医療等製品に該当するものは除かれる（地理的表示法2条）。このうち、③「食用に供される」ものを除く「農林水産物であって、政令で定めるもの」とは、観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚、および、真珠である（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行令1条）。また、④飲食料品以外であって、「農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの……であって、政令で定めるもの」とは、飼料（農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものに限る）、漆、竹材、精油、木炭、木材、畳表、および、生糸である（同施行令2条）。③に該当するものとしては、「くまもと県産い草」（工芸農作物）、④に該当するものとしては、「くまもと県産い草畳表」、「くまもと県産七島藪表」、「岩手木炭」、「浄法寺漆」が登録されている。

ベトナムにおいても、国家知的財産庁のサイトで公表されている一覧（2018年9月30日最終更

新) 8によると、国内外の69件の地理的表示が登録されており、その数は日本とほぼ同じである。このほか、2019年2月末までに「Bà Rịa - Vũng Tàu」(登録番号00070)、「Cát Lờ Bà Rịa - Vũng Tàu」(登録番号00071)、「Hương - Hương Sơn」(登録番号00072)の3件が登録されたという情報も掲載されており、これらを含めると合計72件となる<sup>9</sup>。

日本と同様、ベトナムにおいても、食用に供されない製品の地理的表示が登録されている。たとえば、筍の「Huế」、タバコの「Tiên Lãng」「Vĩnh Bảo」、竹の「Cao Bằng」といった地理的表示が登録されている。また、外国の地理的表示として、このリストに掲載されているのは、前述の酒類の地理的表示のほか、タイの絹糸「Isan Thái Lan」、カンボジアのパームシュガー「Kampong Speu」、同じくカンボジアの胡椒「Kampot」である。

以下は、国家知的財産庁のサイトに掲載されている地理的表示の一覧 (Danh sách các Chi dẫn địa lý được bảo hộ tại Việt Nam) である。

登録番号	登録決定日	名称	品目名
00001	2001年 6月 1日	Phú Quốc	ヌクマム (Nước mắm)
00002	2010年 8月 9日	Mộc Châu	山雪茶 (Chè Shan tuyết)
00003	2002年 5月13日	Cognac	酒類 (ブランデー) ※フランス
00004	2005年10月14日	Buôn Ma Thuật	コーヒー豆 (Cà phê nhân)
00005	2006年 2月 8日	Đoan Hùng	ザボン (Bưởi quả)
00006	2006年11月15日	Bình Thuận	ドラゴンフルーツ (Quả thanh long)
00007	2007年 2月15日	Lạng Sơn	スターアニス (Hoa hồi)
00008	2007年 5月23日	Pisco	酒類 (蒸留酒) ※ペルー
00009	2007年 5月25日	Thanh Hà	ライチ (Quả vải thiều)
00010	2007年 5月30日	Phan Thiết	ヌクマム (Nước mắm)
00011	2007年 5月31日	Hải Hậu	タムソアン米 (Gạo Tám Xoan)
00012	2007年 5月31日	Vinh	オレンジ (Quả cam)
00013	2007年 9月20日	Tân Cương	茶 (Chè)
00014	2008年 6月25日	Hồng Dân	モットブイド米 (Gạo Một Bụi Đỏ)
00015	2008年 6月25日	Lục Ngạn	ライチ (Vải Thiều)
00016	2009年 9月 3日	Hòa Lộc	マンゴー (Xoài Cát)
00017	2009年 9月30日	Đại Hoàng	グーバナナ (Chuối Ngự)
00018	2010年 1月 7日	Văn Yên	シナモン (Quế vỏ)
00019	2010年 6月25日	Hậu Lộc	マムトム (Mắm tôm)
00020	2010年 7月19日	Huế	筍 (Nón lá)
00021	2010年 9月 8日	Bắc Kạn	柿 (Hồng không hạt)
00022	2010年11月 9日	Phúc Trạch	ザボン (Quả bưởi)
00023	2010年11月19日	Scotch whisky	酒類 (ウイスキー) ※英国
00024	2010年11月19日	Tiên Lãng	タバコ (Thuốc lá)
00025	2011年 1月10日	Bảy Núi	ナンニエントム米 (Gạo Nàng Nhen Thom)
00026	2011年 3月21日	Trùng Khánh	栗 (Hạt dẻ)
00027	2011年 8月10日	Bà Đen	バンレイシ (Mãng cầu)
00028	2011年10月13日	Nga Sơn	い草 (Cói)

ベトナム社会主義共和国における地理的表示制度と登録産品  
 ——グローバル法学科「食文化と法」開講に向けて——

登録番号	登録決定日	名 称	品目名
00029	2011年10月13日	Trà My	シナモン (Quế vô)
00030	2012年 2月 7日	Ninh Thuận	ぶどう (Nho)
00031	2012年11月14日	Tân Triều	ザボン (Quả bưởi)
00032	2012年11月14日	Bảo Lâm	柿 (Hồng không hạt)
00033	2012年11月14日	Bắc Kạn	ミカン (Quả quýt)
00034	2012年11月30日	Yên Châu	マンゴー (Quả xoài tròn)
00035	2013年 3月 1日	Mèo Vạc	ミントハニー (Mật ong bạc hà)
00036	2013年 8月29日	Bình Minh	ナムロイザボン (Bưởi Năm Roi)
00037	2013年12月12日	Hạ Long	イカ (Chả mực)
00038	2013年12月12日	Bạc Liêu	塩 (Muối ăn)
00039	2013年12月18日	Luận Văn	ザボン (Quả bưởi)
00040	2013年12月18日	Yên Tử	梅の花 (Hoa Mai Vàng)
00041	2014年 3月19日	Quảng Ninh	ハマグリ (Con Ngán)
00042	2014年 9月18日	Isan Thái Lan	絹糸 (Tơ tằm truyền thống) ※タイ
00043	2014年 9月25日	Điện Biên	米 (Gạo)
00044	2014年10月28日	Vĩnh Kim	ミルクフルーツ (Vú sữa Lò Rèn)
00045	2014年10月28日	Quảng Trị	胡椒 (Tiêu)
00046	2014年11月 5日	Cao Phong	オレンジ (Cam quả)
00047	2015年11月12日	Vân Đồn	スジホシムシ (Sá sùng)
00048	2016年 6月 8日	Long Khánh	ランブータン (Quả chôm chôm)
00049	2016年 8月16日	Ngọc Linh	オタネニンジン (Sâm củ)
00050	2016年 8月19日	Vĩnh Bảo	タバコ (Thuốc láo)
00051	2016年10月10日	Thường Xuân	シナモン (Quế)
00052	2016年10月10日	Hà Giang	オレンジ (Cam sành)
00053	2016年12月28日	Kampong Speu	パームシュガー (Đường thốt nốt) ※カンボジア
00054	2016年12月28日	Kampot	胡椒 (Hạt tiêu) ※カンボジア
00055	2017年 1月23日	Hưng Yên	リュウガン (Nhân lồng)
00056	2017年 7月 5日	Quản Bạ	柿 (Hồng không hạt)
00057	2017年 9月28日	Xín Mần	米 (Gạo tẻ Già Dui)
00058	2017年 9月28日	Sơn La	コーヒー (Cà phê)
00059	2017年10月24日	Ninh Thuận	羊肉 (Thịt cừu)
00060	2017年12月 8日	Thảm Dương	米 (Gạo nếp Khẩu Tan Đón)
00061	2018年 1月22日	Mường Lò	米 (Gạo)
00062	2018年 1月26日	Bến Tre	ザボン (Bưởi Da xanh)
00063	2018年 1月26日	Bến Tre	ココナッツ (Dừa uống nước Xiêm Xanh)
00064	2018年 2月12日	Bà Rịa –Vũng Tàu	黒胡椒 (Hạt tiêu đen)
00065	2018年 2月12日	Ô Loan	ハイガイ (Sò huyết)
00066	2018年 3月13日	Bình Phước	カシューナッツ (Hạt điều)
00067	2018年 7月 4日	Ninh Bình	ヤギ肉 (Thịt dê)
00068	2018年 7月23日	Cao Bằng	竹 (Trúc sào và chiếu trúc sào)
00069	2018年 8月16日	Hà Giang	山雪茶 (Chè Shan tuyết)



【写真1】 「Chả mực - Hạ Long (ハロン湾のチャームック)」の名称で販売されている商品 (右)



【写真2】 「Gạo Lứt - Điện Biên (ディエンビエン玄米)」の名称で販売されている商品 (手前)





【写真3】「Cam - Cao Phong (カオフォンオレンジ)」の名称で販売されている商品



#### 4 GIの普及と国外における保護のために —— 結語にかえて ——

筆者は、2019年2月にベトナムの首都ハノイを訪問し、JETROハノイ事務所等においてヒアリングおよび調査を行った。しかしながら、現地では、地理的表示の概念も制度も、一般の消費者にはほとんど知られていないことが判明した。また、地理的表示制度の運用面でも多くの課題があるという話を耳にした<sup>10</sup>。

日本もベトナムも、南北に長い国土を有し、豊かな食文化に恵まれていること、最近になって地理的表示制度を導入したこと、食用に供されない農林水産物についても登録を認めていることなどに共通性が見られ、しかも、2019年2月末現在の登録件数もほぼ同数である。ベトナムの各地で、その地域ならではの特性を有する農林水産物、飲食料品、工芸品などが作られており、こうした製品の付加価値を増大させ、労働者の所得を安定させるために、地理的表示制度の有効活用が望まれるところである。

地理的表示それ自体は、ヨーロッパを発祥とし、EUを中心に発展・普及してきた制度である。2019年2月に発効した前述の日EU・EPAにより、日本の酒類の地理的表示のうち、ワインの山梨、焼酎の壱岐、球磨、薩摩、琉球、清酒の日本酒および白山は、EUでも保護される。同様に、日本の地理的表示法にもとづき登録された日本の特定農林水産物等の地理的表示のうち、48産品がEUでも保護を受けることとなった。しかし、現状では、一部の酒類の地理的表示を除いて、

日本の地理的表示は、EU以外の国々では保護されない<sup>11</sup>。ベトナムにおいても同じである。

ベトナムとの間では、2017年6月、日本の農林水産省食料産業局とベトナムの国家知的財産庁が、地理的表示分野での協力を促進させる重要性および地理的表示の相互保護の必要性について認識し、相互保護に向けた協力を開始することで合意にいたり、「地理的表示に係る協力覚書」の署名を行っている。日本の農水省の公式サイトによると、その具体的内容として、①両国におけるG I保護の促進（G I産品を相互に申請し、保護する試行的事業の実施。G I関係者の相互訪問等）、②相互のG I制度に関する情報交換、③G Iに関する普及・啓発への取組、④事務方レベル会合の創設、が掲げられている<sup>12</sup>。その後、相互保護に向けた具体的な動きは明らかになってはいないが、社会的評価を有する地理的表示産品は、国境を越えるグローバルな取引の対象になりうるのであって、それゆえ、国外においても保護する必要があることは、あらためて強調するまでもない。生産者はもちろん、消費者のためにも、一刻も早く、多くの国との間で、地理的表示の相互保護が実現されなければならない。

1 明治学院大学「法学部グローバル法学科 設置届出に係る申請書類」 [https://www.meijigakuin.ac.jp/disclosure/j\\_global/index.html](https://www.meijigakuin.ac.jp/disclosure/j_global/index.html)

2 「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」（平成17年4月1日発効）

3 「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」（平成24年3月1日発効）、「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」（平成19年9月3日発効）

4 国税庁「日EU・EPAにおける酒類の地理的表示の相互保護について」（平成30年1月） <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/pdf/chiritekihyouji.pdf>

5 農林水産省食料産業局「日EU・EPA（GI分野）の概要」（平成29年12月） [http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/outline/attach/pdf/index-160.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/outline/attach/pdf/index-160.pdf)

6 ベトナムの地理的表示制度に関する日本語による研究業績は少ないが、Nguyen Phuong Thuy氏による博士論文「地理的表示と商標登録の制度設計—ベトナムの経験から得られるもの」（中央大学）が2015年に公表されており、制度の概要やいくつかの登録事例が紹介されている。

<https://ci.nii.ac.jp/naid/500000918956/>

7 本稿におけるベトナム知的財産法の日本語訳については、日本の特許庁のサイト（<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/vietnam-tizaihou.pdf>）に掲載されている仮訳に拠っているが、かならずしも同一ではない。また、ベトナム国家知的財産庁のサイトに掲載されている英語訳（Law on Intellectual Property, No. 50/2005/QH11 of 29 November 2005）も参照した。

8 Danh sách các Chỉ dẫn địa lý được bảo hộ tại Việt Nam (cập nhật đến ngày 30/9/2018)

9 BẢO HỘ CHỈ DẪN ĐỊA LÝ “BÀ RỊA – VŨNG TÀU” CHO SẢN PHẨM NHÃN XUÔNG CƠM VÀNG (31/01/2019), BẢO HỘ CHỈ DẪN ĐỊA LÝ “CÁT LỖ BÀ RỊA – VŨNG TÀU” CHO SẢN PHẨM MĂNG CẦU TA (31/01/2019), BẢO HỘ CHỈ DẪN ĐỊA LÝ “HƯƠNG SƠN” CHO SẢN PHẨM NHUNG HƯƠU (28/02/2019)

10 本稿の執筆にあたり、JETROハノイ事務所（調査担当ダイレクター）の庄浩充氏より、非常に有益な現地情報を得ることができた。記して御礼を申し上げます。

11 メキシコおよびペルーにおいては、竜崎、球磨、薩摩、琉球が保護され、チリにおいては、薩摩が保護される。

12 農林水産省「食料産業局とベトナム知的財産庁による地理的表示に係る協力覚書の署名について」（平

ベトナム社会主義共和国における地理的表示制度と登録産品  
——グローバル法学科「食文化と法」開講に向けて——

成29年6月2日) <http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/170602.html>

また、タイとの間でも地理的表示の相互保護に向けた協力を開始することで合意がなされている。農林水産省「タイとの地理的表示（GI）分野での協力について」（平成29年3月22日）<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/170322.html>